京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の 促進に関する条例の一部改正(骨子案)に対する意見募集等の結果につ いて

1 意見募集の期間

令和7年9月29日(月)から10月20日(月)まで

2 意見募集の結果

提出者数:12名•団体

提出案件数:31件

3 主な御意見

(1) 温暖化対策条例

【温室効果ガス排出量削減目標】

- 削減目標は妥当である。
- 積極的な目標とは言えず更に上げるべき。
- 実績等を踏まえるとハードルが高すぎる。

【エネルギー使用量把握】

- 把握自体は良いがその後の施策へのつながりが不明確。
- 個人の行動変容に依存するだけでは、新たな温室効果ガス削減目標の設定に定められた数値の達成は難しい。
- 府民のエネルギー使用量の把握及び把握に資する府の支援は重要。

(2) 再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

○ 自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度の失効期限の延長について、5 年延長することに賛同する。

京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正(骨子案)について

1 改正の趣旨

- ○令和6 (2024) 年は観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約1.55℃上昇と、単年ではあるが初めて1.5℃を超えたことが報告されました。特に、日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加していることが指摘されているほか、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害や品質低下など、様々な地域、分野への気候変動の影響が既に発生しているところです。
- ○脱炭素社会の実現に向けて、平成 28 (2016) 年にはパリ協定*1が発効し、令和 2 (2020) 年に始動しました。また、気候変動に関する政府間パネル (IPCC)が平成 30 (2018) 年 10 月に発表した 1.5℃特別報告書では、世界の平均気温の上昇を 1.5℃に抑えるためには、令和 32 (2050) 年頃には世界全体の二酸化炭素排出量を実質ゼロ*2にする必要があるとしています。
- ○京都府でも、令和2 (2020) 年2月に、「令和32 (2050) 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言し、その実現に向けて、これまでの取組の進捗を踏まえつつ、令和2 (2020) 年12月に京都府地球温暖化対策条例(平成17年京都府条例第51号)の各種取組の強化を行ったところです。
- ○この間、国においても令和7 (2025)年2月に、平成25 (2013)年度比で、令和12 (2030)年度までに46%削減、令和17 (2035)年度までに60%削減、令和22 (2040)年度までに73%削減、令和32 (2050)年度までにネット・ゼロを目標とする地球温暖化対策計画の改定や第7次エネルギー基本計画の策定がされたこと等を踏まえ、京都府においても、脱炭素社会の実現に向け、府域における排出量削減、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいくため、京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(平成27年京都府条例第42号)について所要の改正を行います。
 - ※1 パリ協定では、世界の平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求すること等を世界共通の長期目標としており、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って早期の削減を目指すこととされている。
 - ※2 二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による 除去量との間の均衡を達成することをいう。

2 改正内容

(1) 京都府地球温暖化対策条例

① 新たな温室効果ガス削減目標の設定

現行の京都府温暖化対策推進計画の目標に合わせ、令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス排出量の削減目標を平成 25 (2013) 年度比 46%以上削減へ変更するとともに、新たな目標として、令和 17 (2035) 年度、令和 22 (2040) 年度において、温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比でそれぞれ 60%、73%削減することを規定することとします。

※ 条例上の温室効果ガス排出量削減目標は令和 12 (2030) 年度 40%以上(平成 25 (2013) 年度比)

② 新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けた施策

新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けては、府が省エネ推進や再エネ導入等に繋がる取組を一層推進するとともに、気候変動問題の重要性や脱炭素行動による経済的メリット、快適性等を発信し、府民一人ひとりの脱炭素意識の向上や行動変容を促す必要があります。

そのため、より多くの府民に脱炭素に関心を持っていただくきっかけとなるエネルギー使用量の把握に係る努力義務を新たに規定し、把握を契機として、意識向上や行動変容に繋がる府民運動を推進するとともに、府民のエネルギー使用量の把握に資する府による啓発、情報の提供及びその他の施策の推進について規定することとします。

(2) 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度の延長

本計画認定制度*は、令和7 (2025)年度末をもって失効することとしていますが、 引き続き中小企業等による再工ネ設備及び効率的利用設備の導入を促すため、失効 期限を5年、延長することとします。

※ 中小企業等による自家消費を目的とする再工ネ設備等の導入計画を認定する制度。計画に 基づく再工ネ設備等の導入に対しては、税制優遇(事業税の減免)措置があります。

3 改正時期

令和7年12月京都府議会定例会 改正案提出(予定)

4 施行時期

令和8年4月施行(予定)